

「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品の中学生向け動画制作業務委託仕様書 (案)

1 業務名称

「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品の中学生向け動画制作業務

2 概要

子どもの頃からの福祉教育の実践及び福祉・介護の仕事における中長期的な人材確保をめざして、中学生を対象に受賞作品を動画化し、中学校現場での福祉教育やキャリア教育で活用するとともに、福祉・介護の仕事について知ってもらう機会を創出します。

3 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日（金曜日）まで

4 委託業務内容

基本的な考え方は、次のとおりとします。

- ・動画はアニメーションなどの手法を用いて、中学生にとって親しみやすいものとし、中学生への福祉教育、キャリア教育を意識して制作してください。
- ・主たる対象者は中学生であり、中学校現場で福祉教育、キャリア教育の導入として活用できるものであり、かつ、福祉・介護の仕事を知るきっかけとなるものとしてください。
- ・スマートフォンやタブレットでの閲覧もできる仕様としてください。
- ・動画を制作する作品は、下記（1）の大阪市が指定した「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品の中から選択してください。
- ・制作した動画から個人が特定されないようにしてください。なお、動画制作にあたり、受賞者やその所属施設への取材、インタビューは大阪市に要相談とします。
- ・契約期間内における数値や文言等の簡易なデータの修正は、受注者において対応してください。

（1）動画制作の題材となる「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品

リンク先：みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000450688.html>

<高齢者部門>

- ・令和4年度最優秀賞

ふわっとした甘いお好み焼きに込められた思い

～体が動かなくても、声がかすれても、協力すれば何でも出来る～

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000579227.html>

- ・令和元年度最優秀賞
おおきなな～ひろ～いうみでおよぎたいねん
～行きたいから生きたい～

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000516589.html>

<障がい部門>

- ・平成 30 年度優秀賞
夏の思い出（発見!!!）

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000516597.html>

- ・令和 2 年度優秀賞
お母さんに会いたい

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000516577.html>

(2) 業務内容

- ・企画、構成
アニメーション等で制作された中学生を対象とした中学生に親しみやすく理解しやすい 4～5 分の長さの動画（1～2 本）、及び、中学生を対象に制作された動画を活用し、広報媒体として一般市民を対象にデジタルサイネージ等で活用できる 15 秒の長さの動画（1 本）
※中学生を対象とした動画の制作は、上記（1）の受賞作品から高齢者部門 1 作品、障がい部門 1 作品を題材とした 2 本を制作することが望ましいが、1 本の中に 2 作品を題材とする、1 本で 1 作品を題材とすることも可能とします。
- ・動画制作に必要な取材、インタビューの実施
- ・デザインの実施、音楽・ナレーションの挿入
- ・映像、音声、発言内容などを文字にした「キャプション※」の編集
※ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格である「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における危機・ソフトウェア及びサービス第 3 部：ウェブコンテンツ」中、1.2.2「キャプション（収録済み）の達成基準」に準拠すること。
- ・その他編集作業

(3) 主な用途

- ・中学校現場における福祉教育、キャリア教育で利用
- ・大阪市ホームページへの掲載
- ・大阪市広報媒体や駅設置デジタルサイネージ等での上映
- ・YouTube への掲載

5 納入品

受注者は次のものを「6 納入場所」に記載する担当課まで納品すること。

U S Bメモリ 2部、Blu-ray 8部、DVD-R 8部

(1) 解像度 FHD (1920×1080)

(2) 成果物 データ (形式: MP4)

ウイルスチェックが行われていること

※ YouTube にアップロード可能であり、画像・音声鮮明に視聴できる仕様とすること。
その他発注者が指示するデータ。

6 納入場所

大阪市役所 福祉局生活福祉部地域福祉課

7 留意事項

(1) 著作物の譲渡等

ア 受注者は、成果物（業務委託契約書第 40 条第 1 項に規定する指定部分に係る成果物及び第 40 条第 2 項の規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとします。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとします。

イ 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができます。

ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意します。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができます。

エ 受注者は、成果物（業務を行ううえで得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、業務委託契約書第 15 条第 1 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができます。

オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができます。

カ 次のいずれかの者に、採用デザイン等に係る原稿、写真その他の素材の著作権が帰属

している場合には、受注者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受注者に譲渡させるものとします。

(7) 受注者の従業員

(イ) 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

キ 動画で使用するキャッチフレーズ等の登録商標に関する確認（商標権侵害の有無等）は、受注者が行い、受注者は、大阪市に対し、制作されたすべてのデザイン等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証します。

ク 第三者が権利を有している映像、画像、資料、音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。

(2) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできません。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければなりません。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではありません。

オ 受注者は、エの規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければなりません。

カ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければなりません。

8 その他

- (1) 業務の実施にあたって必要な経費は、全て受注者が負担すること。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）及びその他の関連する法令等の趣旨に基づき、厳重に行うこと。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者において適宜協議、調整を行い決定します。但し、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとします。

9 連絡先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪市役所 2 階）

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課

TEL 06-6208-7958

E メール fa0019@city.osaka.lg.jp